フーヴァー大統領の不況対策 (+五)

上一雄

尾

半におけるフーヴァーの態度と努力と、カーター・グラス上院議員、ヘンリ・B・スティーゴール下院議員その 前号に続き、不況対策の一環としての銀行制度の改革に対する、第七十二議会第一会期中の特に一九三二年前

者名(書名から見て必要がないほど明らかなものは除く)および書名を明記したが、出版社名、発行年等は省略した。 本題一-十四において既に注に掲げたことがある参照文献を更に本号で掲げる場合、最初に掲げる時には著者名あるいは編

他のそれに就いて述べたい。

たこと、彼の指導の下で一九三〇年四月以来続けられていた聴聞とその他の方法による調査を参考にしながら彼 小委員会用の手引きとして役立つ暫定的な法律案として「一九三〇年の銀行法」と名付けたものを上院に提出し 九三○年四月以来そのための調査・聴聞活動を行なって来ていたこと、一九三○年六月にグラス上院議員がその 上院銀行業および通貨委員会のグラス上院議員を委員長とした銀行制度改革のために調査を行う小委員会が一

フーヴァー大統領の不況対策 (十五)

のため小委員会に差し戻されてしまったこと、更にそれまで銀行制度の改革に就いて沈黙を守っていたフーヴァ く一九三二年一月に上院に提出されたが、議会の内外で激しい反対と抗議に見舞われて一週間たたぬうちに修正 のものの改革も含んでいるので、「銀行業改革法案」と直訳するより「銀行制度改革法案」とする方がいいだろう)がようや が作成した銀行制度改革法案(Banking Reform Bill=その意図したところが狭義の銀行業の改革だけでなく銀行制度そ ー大統領が上院銀行業および通貨委員会の共和党の委員たちと会談し、銀行制度改革法案の審議と議会通過を促

行を強制的に連邦準備制度に加入させること。心連邦準備制度(=連邦準備銀行)によるすべての商業銀行の検査 進させようとしたこと、そして彼がその法案の特色として法案に含められるべきものとして、「回すべての商業銀

件を持つ適当な規定に従い、国法銀行による〔同じ〕州の範囲内での支店銀行業を認めること」を主張していた 貸付を行わせないようにすること。回貯蓄および長期信用機関を要求払い預金銀行から分離させること。 を定めること。⑵証券販売を行う子会社(或いは付属部門)を徐々に分離させること。⑷要求払い預金銀行に長期 ことは既に述べた(ここで訳語を若干修正した)が、グラス上院議員によって一月二十一日に提出された法案(第 な〔金融〕機関があるところには既存の銀行の買収による場合以外は新しい支店を設置してはならないという条 (f) 適当

2

彼の「一九三〇年の銀行法」案(第七十一議会第二会期上院四七二三号法案)の骨子として前に簡単に触れたが 七十二議会第一会期上院第三二一五号法案)の性格と、更に銀行制度の改革に関する彼自身の基本的なプランを

おいて銀行制度改革法は成立し得なかったという議論が当然のように受け入れられているため、ここで述べ、そ 誌第五十二号二〇ページを見られょ)、その重要な部分をより詳しく――示す必要があるだろう。 特に後者に就いては、フーヴァーや彼の政府、更に連邦準備局は、それに反対しており、フーヴァー政権下に

れらに対するフーヴァーと彼の周辺の人々の見解を考察すべきだと思う。

簡その他の文書および私も参照した信憑性の高いグラスの伝記や彼を助け彼の委員会を事実上指導したH・パー カー・ウィリス教授(コロムビア大学)の著書に拠って、The Banking Crisis of 1933 の中で大体次のように スーザン・エスタブルック・ケネディ助教授(ヴァジニア・コモンウェルス大学)は、それに就いて、グラスの書

要約して書いている。

と、即ち長期的な構想に基づく大規模な改革を行えば一時凌ぎの救済を行う必要はないと信じ、応急的な一時凌 弥縫策を加えて危機を切り抜けさせよりとしていたのに対して、「遠大な改革が短期の救済の必要を取り除く」 グラスは、フーヴァーやミルズ財務長官が従来の連邦準備制度の組織を通じて或いはせいぜいそれに応急的な

革を行うことを提案した。 ぎの救済案を講じるよりも大規模な改革を行りべきだと考え、アメリカの銀行業に次のような四つの根本的な変 第一に、グラスは連邦準備の資金が一九二〇年代末における投機を接けるように不当と認められるほどまで使

れる加盟銀行の貸付けの金利を決定することができるようにしようとした。 行に連邦準備銀行が貸出しを行うことを中止させる権限を持ち、更に連邦準備局は有価証券を担保にとって行わ を設けることを要求し、連邦準備局は有価証券を担保にとった融資の増加に対する正式の警告を無視する加盟銀 用されたと感じたため、彼は投機目的のために連邦準備制度加盟銀行の貸付け金が用いられることに厳しい制限

させるか除去し得ると考え、連邦準備制度に加盟を義務づけられていない州法銀行に対しても連邦準備銀行・連 第二に、グラスはすべての銀行を連邦準備制度の監督下におくことにすれば、銀行の不健全な業務慣行を減少 フーヴァー大統領の不況対策(十五)

それを奨励し、銀行倒産の増加の重要な原因の一つになっていた小銀行の乱立の弊害を減少させるよう国法銀行 ることが望ましいにしても、それは、それぞれの州が設立を認可した銀行を監督する権利に挑戦するものとして 邦準備局の監督が及ぶものにしたいと望んでいた。そのために州法銀行をも連邦準備制度に強制的に加入せしめ に地方の小さな州法銀行を買収して支店にさせる道をも開かせ、連邦準備制度の監督が及ぶ範囲をできる限り拡 国法銀行が州の範囲内のみならず取引地域内に含まれる隣接州内の一定区域内に支店を設置することを認めて、 反対された。それならば、州法銀行に支店の設置を認める法律を持っている州においてであろうとなかろうと、

て連邦(国)が課した制限を回避するために約七五〇の商業銀行が証券業を営む子会社あるい は従属会社を持ち 第三に、グラスは、一九二〇年代末の証券投機の少なくとも或る部分は、銀行が株式の売買を行うことに対し

4

張せしめようとした。

内密の連絡を行っていたということにあると信じ、そして彼はそのような子会社あるいは従属会社は連邦政府の

全に分離させたいと思った。 設立認可を要するものとして連邦政府の検査を受けるものとするということで満足せず、それらを親銀行から完

そして、第四に、グラスは閉鎖された銀行の預金を弁済する連邦公社(a federal corporation)を設置して預金

更に、グラスは、外国の銀行から連邦準備制度を保護するため、外国の銀行業者との関係を連邦準備局の監督

者を保護しようと考えた。

下におくことや、貯蓄預金を保護する準備金と利子率に統制を加えようとした。 グラスが一月二十一日に上院に提出した法案(第七十二議会第一会期上院第三二一五号法案)は、 彼が 委員長に な

聞、秘密にしてほしいと望む証人のための非公開の会議での証言、委員会から送られた質問事項に対する回答、 の法案の重要な部分はグラスの考えが条文化されたものと言える。そして、グラスの考えやプランはH・パーカ 果を参考にしながら作成されたものであったということは前号で述べたところであるが、そのように小委員会に 委員会に送られたおびただしい数のその他の通信文などによって多くのサジェッションが得られたが――は、H ー・ウィリス教授(コ ロ ム ビア大学)に負うところが多かったし、グラスの小委員会の調査――公聴会における聴 よって行われた聴聞その他の方法による調査の結果は、その法案の作成のために参考にされたに過ぎず、特にそ った銀行制度改革のための調査小委員会(グラスの小委員会)によって行われた聴聞その他の方法による調査の結

下で小委員会の顧問団によって慎重にまとめあげられたのである。グラスが彼の小委員会による二年近くの広汎

5

・パーカー・ウィリス教授の指導の下で行われたのであり、そして調査の結果はグラスと特にウィリスの指導の

時に議会の内外で激しい反対と抗議の声があがり、一週間たたぬうちに修正のため彼の小委員会に送り返される

かつ詳細な調査に基づいて銀行制度改革法案を作成したと主張しても、それが事実なら、法案が提出されると同

ことはなかったはずである。

ころか、銀行制度改革法案の審議と議会通過を促進するよう銀行業および通貨委員会の共和党議員(委員)に要 対していたとかいうことは余りにしばしば聞くところであるが、少なくともフーヴァー自身はそれに反対するど らていたかどうかは別として――に対してフーヴァー政権は支持を与えることを著しく差し控えていたとか、反 それはともかく、前記のようなグラスの考え或いはプラン――それがどの程度ウィリス教授の指導や示唆に負 更にグラスの法案に書き込まれていることより一そうドラスティックな、グラスやウィリス教授の構想と

フーヴァー大統領の不況対策(十五)

色とすべきであると主張したことを前号で述べておいた。しかし、先に示したグラスの構想やプランに対するフ 大差のない、或いは寧ろそれらよりも革新的と認めることができる事項を示して、それらを銀行制度改革法の特 ーヴァーの見解や態度を考察し、それを補足しなければフーヴァー弁護を急ぎすぎたと言われるだろう。

(1) Susan Estabrook Kennedy, The Banking Crisis of 1988, pp.51-52. 更以'H. Parker Willis and John

M. Chapman, The Banking Situation: American Post-War Problems and Developments (New York:

Smith を Rexford Smith としていたのに気づいた。ここで、Rexford を Rixey と訂正させていただきたい)、お Beaseley, Carter Glass: A Biography, pp.304(前号一七ページ注码で同書を示した時、著者の一人 Rixey Columbia University Press, 1934), pp.62-82 シンジ pp.62-71, 78-82 なみお Rixey Smith and Norman

45 James E. Palmer, Jr., Carter Glass: Unreconstructed Rebel (Roanoke: The Institute of American

6

H. Parker Willis, op. cit., p.59; Susan Estabrook Kennedy, op. cit., p.50.

Biography, 1938), p. 212 を見られよ。

(3) カー・ウィリス教授とジョン・M・チャップマン準教授(コロムビア大学)によって次のように要約されている。 グラスを委員長とした小委員会がそのようにして集めたといわれるサジェッションのうちの多数のものは、H・パー

られた」と述べたが、次の「要約」もウィリス教授によって慎重に彼等にとって都合のいいようにまとめられていると にグラスの小委員会の「調査の結果はグラスと特にウィリスの指導の下で小委員会の顧問団によって慎重にまとめあげ

思えれる。) H. Parker Willis and John M. Chapman, op. cit, pp.59-61

国法銀行(および加盟銀行)の株式の必要単位を一〇〇ドルの額面価格に回復すること。〔引用者注=原典に、

のことである。以下同じ。 は、連邦準備制度に加盟を義務づけられている国法銀行および(国法銀行以外のその他の連邦準備制度加盟銀行) national (and member) banks と記されてあるので、国法銀行(および加盟銀行)と邦訳しておいたが、それ

- 国法銀行(および加盟銀行)の最少限度の資本金額を増大すること。
- 3 国法銀行(および加盟銀行)の剰余金のかなり大きな増額を要求すること。
- 5 支店を設置する権限を拡大させること。 銀行の資本金(および剰余金)と受入れられる要求払い預金〔総額〕との間に一定の比例関係を要求すること。
- 集団銀行業を禁止すること。
- 8 とを禁止すること。 支店を持つ銀行あるいは他の銀行を支配している銀行が連邦準備銀行において特定量以上の投票力を行使するこ 銀行に課税する方法を改めること。

7

- 9 地方代理店との関係を改めさせること。
- В 経営方法の修正
- ブローカーズ・ローンを禁止するか或いはそのような貸付けの量の増加をなんらかの方法で規制すること。
- 金取引を改めさせること。(引用者注=証拠金取引は、証券会社などが顧客に信用を供与して行う有価証券の 売買 証拠金取引を禁止するか或いは銀行から〔証券〕投機のために融資を行う負担を除去することになるように証拠
- 有価証券に投資される銀行資金の金額を制限すること。

で、わが国の信用取引の原型と認められる。

フーヴァー大統領の不況対策(十五) 有価証券を担保にとって銀行が行う貸付けの総額に限度を定めること。

フーヴァー大統領の不況対策(十五)

5 証券投機のために銀行の集団〔によって〕あるいは部類別に行われる貸付けを制限すること。

銀行が準備金を基礎にした株式市場への貸出しを減らすために連邦準備銀行から借入れることができる条件を限

定すること。

6

広範な罷免権を与えることによって銀行の役員の能率を監督すること。

C

- 1 連邦準備銀行の業務 十五日間の約款によって事実上株式取引の見返り担保物であったものを抵当にして貸出す権限を削減すること。
- 2 公開市場の監督・統制を組織立て、法制化すること。

- 3 外国の中央銀行に関して公告を行い、責任を負うべきこと。 公開市場操作権限を明確にすること。

4

6 5 連邦準備銀行が引受け済み手形を取引する権限を改めること。 外国の中央銀行が合衆国に保有している投資物を連邦準備銀行が保証している慣行を廃止すること。

8

- 7 加盟銀行の〔経営〕状態に対する連邦準備銀行の責任を大きくすること。
- D 銀行制度の全般的な諸問題 商業銀行業から投資〔業務〕を完全に分離すること。

1

- 2 定期預金およびその他の信用を安全にするように支払い準備金の必要額を増やすこと。
- 3 こと。 実際の商取引から生じる収益金を商業に従事する機関に、そしてそれらの機関だけに預けておくことを制限する
- 子会社、従属会社を完全に廃止すること。 同系・関係会社の監督と検査を行うこと。

- 銀行預金を保証すること。
- 7
- 倒産した銀行における資産の清算について共同責任制を設定すること。
- 8 新しい部類の銀行、例えば相互貯蓄銀行およびその他のものの加盟によって一そう巾広い準備制度を創設するこ
- 9 銀行制度を完全に改組すること。 た銀行(州法銀行)に引き渡させ、そして貯蓄預金業務の管「理を後者(州法銀行)に譲り渡させることによって 国法銀行の手中から定期預金業務を取りあげること或いは国法銀行に信託および投資業務を州に設立を認許され
- 外国に連邦準備銀行の支店を設置する処置を講じること。
- (5) (4) 例えば、Susan Estabrook Kennedy, op. cit., p.53 を見よ。 フーヴァーが銀行制度改革法案の審議と議会通過を促進するよう上院の銀行業および通貨委員会の共和党議員(委員)
- Memoirs と本号でも示すことにする)、Vol. Ⅲ: The Great Depression, 1929—1941, p.123 のほかは、William に示しているのは、The Memoirs of Herbert Hoover (これまで示したように今後は Herbert Hoover, The

に要求し、その大きな特色として前号二二ページに示したような六つの事項を含むべきだと主張したということを明確

- 様、前者から引用しているのである。 Lyman Wilbur and Arthur Mastic Hyde, The Hoover Policies, p. 333 だけのようであるが、後者も、私と同 Starr Myers and Walter H. Newton, The Hoover Administration: A Documented Narrative, p. 166 ~ Ray
- まず、 フーヴァーやミルズ財務長官は、 フーヴァー大統領の不況対策(十五) 「遠大な改革が短期の救済の必要を取り除く」と考えたグラスと対蹠

従来の連邦準備制度の組織を通じて或いはせいぜいそれに応急的な弥縫策を加えて危機を切り抜けさせよ

ことは控えなければならないと思ったと考えて然るべきだろう。 ないが、グラスの小委員会が全力を尽して広汎な調査を行っているのを知れば、屋上屋をかさねる処置を求める いたと認めていいだろう。彼は、彼が提案したような合同委員会が設けられなかったことに不満を持ったに違い 院のグラスの小委員会の調査の結果を見るべきだと思っており、改革のための立法の勧告を待つべきだと考えて 連邦農地信用銀行制度の強化などによる補強を別にしては二年間殆ど沈黙を守っていたが、彼は議会の、特に上 うな合同委員会の設置を要請しなかったし、銀行制度の改革に就いては、全国信用会社や復興金融公社の設置、 ころであり、そのような彼の提案が議会によって無視されたことも既に述べた通りである。その後、彼はそのよ 勧告する「議員その他の適当な連邦政府の役人を含む合同委員会」を設けることを提案したことは既に述べたと つかの部分の改正を熟考することが望ましい」と述べ、銀行制度全般の調査を行い、必要な改正のための立法を は考えていなかった。彼が一九二九年十二月三日に議会に提出した最初の年次教書の中で「議会は銀行法のいく うとしていたということに異論を唱えなければならない。少なくともフーヴァーは**、** 先にグラスのプランとして述べた主な四つの変革のうちの第一のことに就いては、フーヴァーは大不況の発端 応急的な対策で事足りると

10

しているかのように語ったということなど本題⊖四八─五○ページに述べたところを想起すべきである。 ロイ・

るとおどしていた連邦準備局総裁ロイ・ヤングを支持し、フーヴァーとヤングは新しい統制の時代が始まろうと た投機に警告を発し連邦準備銀行からの借入金を株式市場をあおるように使う銀行に対しては「直接行動」をと となった株式投機の破綻・株価の大暴落を見る数カ月前、大統領に就任すると直ちに、その年の二月に行き過ぎ

に反対していた。そのような事情の下で、フーヴァーはその問題に就いて積極的に賛意や支持を表明することが の構想の中から生まれた復興金融公社の取締役会長を兼務し、復興金融公社に大きな期待をかけており、 任し、彼の後任としてフーヴァーが連邦準備局の総裁に任命したユージェイン・マイアは、一九三二年春には彼 ァーに積極的に連邦準備局の統制力の強化を勧めることはしなかったように思われる。そして、後に述べるよう を持つものではなかったと思われる。しかし、ヤングは一九三〇年九月初めにボストン連邦準備銀行の総裁に就 発的な協力が得られない場合の最後の手段としてではあっただろうが一九三二年春になっては彼としても、 員だけだっただろう。先に示したようなグラスのプランはヤングとフーヴァーが、特にフーヴァーは銀行家の自 制を行うことを欲しても、そしてそのための立法が必要であったとしても、議会の内外の空気はそれを許さない 連邦議会議員たちによって激しい攻撃を受けていた。フーヴァーとロイ・ヤングが連邦準備制度を通じて金融統 はずであり、その時、彼等の処置を支持した議会内の有力な人物は、ミッチェルを激しく非難したグラス上院議 員会の委員長ルーイス・T・マックファデン(ペンシルヴェイニア州選出、共和党員。銀行家出身) 反抗し、株式市場に大量の融資を行った。連邦準備局のそのような金融制限処置は、下院の銀行業および通貨委 ナショナル・シティ銀行は、その取締役会長チャールズ・E・ミッチェルの指示に従って、連邦準備局の計画に 昇させる効果をあげ始めたが、投機師たちがそのような金融統制に服せしめられようとした時、ニュー 行にくりかえし訴えた。そのような連邦準備局の政策は証券投機のために用いられる貸付金の金利を二○%に上 ーヨーク連邦準備銀行の総裁ジョージ・レズリー・ハリスンは連邦準備局に権力の集中が加えられること 大統領の不況対策(十五 およびその他の i i フーヴ 異論

11

ヤングは、フーヴァーの支持の下で、投機目的のために用いられる融資を抑制するよう連邦準備局との協力を銀

行った演説の中で、「連邦準備制度は資本や銀行預金が大量に商工業から不経済な投機や株式の販売促進に流用 出された財務長官の年次報告も、国法銀行と州法銀行の並存が認められているアメリカの二重銀行制度の弊害や とほのめかしたのだと言って差支えないだろう。すべての銀行を連邦準備制度に加盟させる方法としては、マイ の監督がすべての商業銀行に及ぶようにしなければ、連邦準備制度はそのような目的のために充分なものでない ば加盟している州法銀行を減少させると考えながら、州法銀行を強制的に連邦準備制度に加盟させて連邦準備局 盟を義務づけられていない州法銀行の多くに連邦準備局の監督が及ばず、そして連邦準備局の統制が強化されれ ょ)、 右の第一に述べた連邦準備局の統制力の強化を望んでいることを示したばかりでなく、 連邦準備制度に されることを防止するのに充分なものではないということは 明らかである」と言った時(前号一八ページを見られ フーヴァーが一九三一年六月十五日にインディアナポリスのインディアナ共和党新聞雑誌編集者協会の晩餐会で は修正を必要としている」と述べていることも前号で述べたが〈第五十三号一四ページおよび一八ページを見られよ)、 弱点が商業銀行業務と投資銀行業務の癒着によって生じている問題その他とともに指摘し「合衆国の銀行業構造 上院の銀行制度改革のための調査委員会(グラスの小委員会)の聴聞会で述べたこと、一九三一年六月三十日に提 とにし、国法銀行と州法銀行の並存を認めている二重銀行制度を統一的な銀行制度に改めるべきだという意見を と見ていい。マイア連邦準備局総裁は国家(連邦政府)の認可を受けた機関にのみ銀行業を行う特権を認めるこ 日に上院の銀行業および通貨委員会の共和党議員(委員)たちに述べたように、 積極的にその実現を欲していた グラスのプランとして先に述べたもののうちの第二のことに就いては、フーヴァーは、一九三二年一月二十八 加

が、そのような立法は州の権利を侵害するものとして政治的にも大きな論議を呼ぶものと考えられなければなら 見解が肯定的なものであったとしたら、グラスはその立法化に積極的に努めることになっただろう。 のそれに従って、商業銀行業は法律上州際商業と認められず、州際取引に従事するすべての銀行を連邦法に服 べての銀行を強制的に連邦準備制度に加盟させるという提案に就いて討議し、商業銀行業(commercial banking) を考えようとしていたに違いない。一九三一年十一月に、グラスはフーヴァーと、少なくとも州際取引に携わるす の拡大を抑えようとしていたフーヴァーは他の方法によってすべての商業銀行を連邦準備制度に加盟させること なかった。そのため、グラスはマイアの提案を受け入れる処置をとらなかった。事情が許す限り連邦政府の権限 トの見解をたずね、ワイアットからその合憲性が認められる旨の覚え書を受け取り、それをグラスに送り届けたの 制度を設ける立法の合憲性に就いてマイアがグニーの要求に従って連邦準備局の法律顧問ウォルター・ワイアッ にのみ銀行業を行う特権を認めることが最も簡単であっただろうし、そのような提案を具体化した統一的な銀行 ア連邦準備局総裁が上院のグラスの 小委員会の聴聞会で 提案したように、 D・ミッチェルに照会したが、後にフーヴァーによってグラスに内密に伝えられた非公式な見解は、ミッチェル は州際商業であるかどうかということに就いて法律上の見解を求めたため、フーヴァーは法務総裁ウィリアム・ 連邦準備制度に加盟させることは否というのであった。フーヴァーが得、グラスに伝えられた法務総裁の 国家(連邦政府)の認可を受けた機関

13

年十二月三日に議会に提出した最初の年次教書の中で、その問題にも触れ、「これらの問題は慎重な調査が必要

フーヴァー大統領の不況対策 (十五)

隣接州内の一定区域内に支店を設置することを認め、それを奨励することに就いては、

フーヴァーは、

グラスのプランのうち第二のことの中に含めて述べた国法銀行が州の範囲内のみならず取引地域内に含まれる

を考えれば、グラスの小委員会の調査の結果を聞けば、彼は、前記のような条件付きで、その立法化を進めさせ ともに、グループ組織や連鎖組織の銀行業の発達を抑制したいという意思をその教書の中でも表明していたこと (本誌第五十二号一二—一三ページを御覧いただきたい)、 そして 更に独立の 小銀行が 多数倒産しつ つあるのを見ると 特別の合同委員会を設けて調査を行い、立法のための勧告を行わせようとしたことを 考 え れ

たいと望んだはずである。

同様、彼がいかに苦慮したかは先に述べたが、それに就いてと同様、彼は商業銀行から投資銀行業務を行う部門 のための合憲と認められる法律(連邦準備法を改正する法律あるいは銀行制度を改革する法律)案に就いて、 グラスと の必要」を「適当な制限を加えての支店銀行業の拡大、および連邦準備制度の加盟銀行を増加させる方法」とと 述べたことと、彼が一九三一年十二月八日に議会に提出した年次教書の中で「議会は異なった種類の銀行の分離 る。連邦準備制度に、連邦法の支配が及ばぬ州法銀行その他の州の管轄下にある銀行を加盟させたいと望み、そ もに「調査すべきである」と述べている(本誌第五十三号二一ページを御覧いただきたい)ことのなかで示されて い 六月十五日に彼がインディアナポリスのインディアナ共和党新聞雑誌編集者協会の晩餐会で行った演説のなかで グラスのプランとして述べたもののうちの第三のことに関するフーヴァーの考えは、先に引用した一九三一年

14

-が倒産し閉鎖された銀行の預金者を保護すること――それは多くのそのような預金者を救済するということ グラスのプランとして述べた第四のことに就いては、 フーヴァーはそれに異論があるはずはなかった。 フーヴ

あるいは子会社・従属会社を分離させようと望み、その必要と合憲と認められる方法を議会が考えるよう一九三

年の年次教書の中で要請したのである。

ばかりでなく、それによって困難に直面した銀行から激しい預金引出しが起こることを防止し、銀行破産の増加 を抑えることになるし、通貨の退蔵を防止し減少させることになるということ――を、一九三一年九 月 初 一九三二年一月四日に議会に提出した「景気回復のための提案に対する迅速な積極的な措置を促す」特別教書の 一年十二月八日に議会に提出した一九三一年の年次教書のなかででも、そのための「銀行法の改正」を勧告し、 め以

が設けられることを欲した。しかし、フーヴァーは閉鎖された銀行の預金者を保護することは緊急を要すること ていたが、グラスとフーヴァーとミルズ財務長官は連邦政府による保証に反対し、それよりも銀行が閉鎖される や否や、破産管財人に債権者に対して速かに支払いを行わしめるための、銀行の所有財産を買い取る新しい機関 とを求める運 動が高まっていた。 種々な提案が行なわれていたが、 一九三二年二月二日に復興金融公社の取 ページなどで)述べたところである。 として、一九三二年二月十日に金本位制の危機に対処する方策を講じるためホワイト・ハウス に ミ ル ズ、マイ ガーナー下院議長、ヘンリ・スティーゴール下院銀行業および通貨委員会委員長なども、そのような意見を持っ 締役に任命されたジェシ・ジョウンズは連邦政府がすべての銀行預金を保証することを早くから主張しており、 をあげて、いかに望んでいたかは既に(本誌第四十号一一ページ、第四十一号三三、四四、五〇ページ、第四十二号四三 なかでも「即刻の措置を要する主要な問題」の一つとして「預金者の保護をより良くするための銀行法の改正」 の十二項目の「超党派的な経済計画」のなかでそのための「銀行法の改正」をあげて国民の協力を訴え、一九三 来、どれほど考え、その方法を講じるように連邦準備局の総裁に要請し、新聞を通じて声明した景気回復のため 一九二〇年代中に銀行の支払停止が増加したのにともない、銀行資産とくに預金をなんらかの形で保証するこ

フーヴァー大統領の不況対策 (十五)

呼んだが)、グラス=スティーゴール銀行法と呼ばれることになるものの原案に就いて協議し、議員たちの協力を 通過が困難と思われるにいたった時、フーヴァーは、復興金融公社の権限を拡張するための法律=一九三二年の けて彼の小委員会に突き返されてから間もない頃のことである。ともかく、グラスはあくまで前記のような機関 六―九七ページに)述べたところである。それは、グラスが一月二十一日に提出した法案が激しい非難と攻撃を受 かに議会を通過させられるのなら差し当たりこの点は譲歩する価値があると認めたことは既に(本誌第五十一号九 の提出者になることを承諾したこと、そしてフーヴァーは、そうすることによって立派な銀行制度改革法案が速 きたいと思い、彼の要求を拒否し、そのような規定が削除されるならという条件で、連邦準備法を改正する法案 を救済する「魅惑的な」規定は、彼の銀行制度改革法案に多くの支持者を獲得するのに役立てるために残してお たことを即刻立法化するよう要求したが、グラスは、それを応急的なものと認めても、閉鎖された銀行の預金者 復興金融公社あるいは連邦準備銀行が貸出しを行う権限を与えられることにするという前年から彼が要求してい ガーナー下院議長、 加えさせようとしたが、グラスに反対された。グラスは、フーヴァーに、「そのことには賛成だが、それ 緊急救済および建設法 (Emergency Relief and Construction Act of 1932)の中に、また、 を創設する規定を彼の法案に加えることに固執したのに対して、彼の法案が第七十二議会第一会期中にその議会 ドーズ(復興金融公社総裁) 閉鎖された銀行に対して、それらの資産を担保にして復興金融公社が貸出しを行なう権限を与える規定を 閉鎖された銀行が預金者に早く預金の払戻しを行えるように、閉鎖された銀行の資産を担保にして レイニ下院院内総務およびヘンリ・スティーゴールを含む下院銀行業および通貨委員会の有力メムバーを のほかグラスを含む上院銀行業 および 通貨委員会の有力メムバーを呼び 特に預金者を保護する (閉鎖

ていた」と告げたと回顧録の中で書いている。

して投機目的のために用いられる資金の貸出しを抑制しようと努めた時、連邦準備局の無力を痛感させられたは グラスの改革プランのうち主要なものに対するフーヴァーの見解や態度を考察したが、先に示したその他のプ フーヴァーが賛意を示したはずのものであった。彼は、大統領就任直後、ヤング連邦準備局総裁と協力

守し、銀行が自分で生き延びることができるようになるまで銀行がなんとかやって行けばいいと思っ てい た」 することができると信じていた」(Susan Estabrook Kennedy)のではないことも、彼が「支えるだけの処置を固 ような機関から当座の援助を或いは連邦準備銀行から融資を受けさえすれば根本的な変革が行われなくても復興 う。それだけで彼が満足したと見るのは早計である。また、「フーヴァーは銀行業とビジネスは復興金融公社の 公社がまず順調に業務を開始し、グラス=スティーゴール法案の議会通過が確実と思われたからだけのためだろ 安心し、上機嫌だったと書いているが、いつも陰鬱な顔をしていたといわれる彼が上機嫌だったのは、復興金融 反対するはずはなかったと思われる。更に、グラスの改革プランのなかの貯蓄預金に対する支払準備金、利子率 関係や連邦準備銀行による公開市場操作を連邦準備局がコントロールできることにすること自体にフーヴァーは ずである。外国の銀行によって連邦準備制度の政策の効果をそがれることに対する防禦策として外国の銀行との などの規制に就いても、小さな預金者の保護を訴えていた彼に異存があったはずはない。 フーヴァーは、復興金融公社を設置する法律やグラス=スティーゴール法を獲得しても、決して満足したわけ スティムスン国務長官が、二月二十一日の日記に、フーヴァーは彼の金融計画がうまく運んで大いに

フーヴァー大統領の不況対策(十五)

(同上)のでないことも、これまで述べて来たことからだけでも明らかだろう。しかし、「フーヴァー政権は、一

(同上) ということは或る程度正しいと言えるかも知れない。確かにフーヴァーはグラスの改革法案(グラス自身の 九三二年の間中、グラスの改革提案(the Glass reform proposals)を支持することを著しく差しひかえていた」

を一九三二年中に議会に提出していないし、一九三二年の年次教書の中でも具体的にそれに言及していないが、 改革プランをすべて容れたものではなかった)を支持する声明を行ったり、その議会通過を促すことを含む特別教書

先に本誌第五十一号九六―九七ページに述べたこととして示した終わりの部分は、彼が「立派な」改革法案の速

彼は、 特色とすべきものとして示した六項目中のいくつがグラスのそれに含まれているかを見れば、彼が回顧録の中で ため、上院の銀行業および通貨委員会のメムバーとしばしば協議していたと回顧録の中で述べている。そして、 かな議会通過を切望していたことをグラスに表明したと解釈できるだろう。一方、彼は、広汎な銀行制度改革の 「それは私の見地からすれば全く不十分なものであったが、ないよりましなものだった」と書いている理由がわ 彼が一月二十八日に上院の銀行業および通貨委員会の共和党議員 (委員) たちに銀行制度改革法の 大きな

18

William Starr Myers and Walter H. Newton, op. cit., pp.14-15.

かる。彼は、グラスの改革法案より広汎なものを欲していたのである。

(2)

(3) フーヴァーは一九三一年九月に銀行破産の増加を抑える処置を考えていた時、連邦準備局の総裁ユージェイン・マイ

アに送った書簡(九月八日付)の中で、まだ、「……連邦準備局の指導の下で、銀行家たちの自発的な協力組織による

活発な努力」が行われるようにしてほしいと訴えており(本誌第四十号、 一二ページを御覧いただきたい)、彼は最後

Herbert Hoover, している)を非難しながら証券の発行・取引の規制に連邦政府が乗り出させたニュー・ディール立法を―― 引に監督を怠ったニューヨーク州の怠慢(それは、知事であったフランクリン・D・ローズヴェルトの怠慢をほのめか 行為を上院が調査するよう要求し、連邦政府による規制を行うための立法措置を講じることを求める意思を示したこと 持つ復興金融公社の創設を議会に要請するにいたったのは、その現れと見るべきである。彼は大統領に就任の直後から その目的と性格が戦時金融公社に類似した金融機関を設置することを提案したり、更にそれよりも大きな資力と権限を 号五二ページを御覧いただきたい)、 彼の提案に従って銀行家たちによって 創設された全国信用会社は一時的な効果し て充分審議されず、あわてふためいて行われ貧弱なものだがと付け加えてはいるがー い。そのような取締り立法を彼が終局において望んでいたことは、ニュー・ディールを激しく攻撃していた彼が一九三 も既に述べたところである。本誌第三十六号四八─四九ページ、第五十一号一○二─一○三ページを御覧い た だ き た 已規制を行わなかったため、二月二十六日にニューヨーク株式取引所の会員によって行われている公共の利益に反する を改めなければ、監督権を持つニューヨーク州政府が黙認していても、連邦政府が規制せざるを得なくなると警告した 日にニューヨーク株式取引所の役員たちに対して、一般投資家や公共の利益に反する操作を止めさせるより規則や運営 取引所が株式の操作を抑制する手段を取引所自身で講じることを望んでいたことも既に述べたし、一九三〇年十月十三 かあげることができなかったものであったし、彼はいよいよ政府機関の介入が必要と思うにいたっていたと見ていい。 を失望させるのなら、銀行家たちによる自由意志協力など殆ど信じることができなかった」はずであり(本誌第四十二を失望させるのなら、銀行家たちによる自由意志協力など殆ど信じることができなかった」はずであり まで政府機関の介入を避けたいと望んでいても、スティムスン国務長官が観察したように、 一九三二年一月、二月にそのような警告をくりかえしてもニューヨーク株式取引所を含む株式取引所が適切な自 株式市場などを規制する法律を改正するニュー・ディールの努力に賛意を示し、一九三六年には証券取 The Challenge to Liberty, pp.107—108. 2445 Herbert Hoover, Addresses upon the - 正鵠を射たものと認めている。 「自分の財務長官でさえ彼 議会によっ

フーヴァー大統領の不況対策(十五)

をフーヴァーに勧め、

- (4)American Road, 1933—1938 (New York: Charles Scribner's Sons, 1938), p. 133 を見よ。 ユージェイン・マイアが、銀行救済機関として、その専務取締役を勤めたことがある戦時金融公社を復活させること
- て同時に下院と上院に提出されたこと、そしてフーヴァーが彼の勧説を受け入れて復興金融公社の設置を議 会 に 要 請

彼が準備した復興金融公社を設置する法案がストロング下院議員とウォルコット上院議員によっ

三八一四〇ページ、五三ページ、その他において述べたところである。 し、それが創設されることになると彼を取締役会長に任命したことは、本誌第四十二号五〇―五一ページ、第四十三号

前号一七ページの注Wに Ibid. とだけ記し、そのようなマイアの勧告、その合憲性に就いてのワイアットの見解

示したが、そのことに就いては同書の一一ページだけではなく次のページにわたって述べられている。Ibid. のあとに、 聴取およびワイアットの回答は、Helen M. Burns, The American Banking 1938—1985, p.11 に拠ったように

pp.11-12 と入れるのを落としていた。ここで、追記させていただきたい。なお、同書には、それがいつのことであっ

20

(6) Rixey Smith and Norman Beasley, op. cit., p. 306

たか記されていない。

- に代理店あるいは駐在員を持ち、他州におけるビジネスと関係を持ち、他州からの預金を受け、他州からの或いは他州 後に述べるように、すべての商業銀行を連邦準備銀行に加盟させることはもちろん、他州の銀行と取引を行い、他州
- とは、グラスの法案から削除されなければならなかった。なお、ミッチェル法務総裁は、フーヴァーの回顧 録に よれ への金銭の移動に関するその他の業務を取扱うなど、州際取引を行う銀行をさえ強制的に連邦準備制度に加盟させるこ
- ば、選挙人登録簿には民主党員になっていたが、見解や信念の面では共和党員であり、クーリッジ大統領の時代(即ち フーヴァーが商務長官をしていた時)に法務次官を勤めたことがあり、フーヴァーは「もっと有能で、司法部の意気の

高揚(the uplift of the judiciary)にもっと熱心な或いは法の施行という彼の第一の職務にもっと精励する法務総裁

- はいなかった」と述べている。Herbert Hoover, The Memoirs, Vol. II: The Cabinet and the Presidency, 1920-1988, p.219. それから推測しても、このミネソタ州出身の法務総裁は法律上の見解を求められた時、厳しい、
- 保守的な、旧時代的な解釈しかできなかったと思われる。
- Angly, Fifty Billion Dollars: My Thirteen Years with the RFC (1932-1945), p. 45; Susan Estabrook Bascom N. Timmons, Jesse H. Jones: The Man and the Statesman, p. 177; Jesse H. Jones, with Edward

Kennedy, op. cit., p. 52.

- Susan Estabrook Kennedy, op. cit., p.52; H. Parker Willis and John M. Chapman, op. cit., p.65.
- で銀行制度を調査する「合同委員会」の設置を要請したのに対してグラスが彼の提案に反対したことに就いても、 Herbert Hoover, The Memoirs, Vol. II, p.110. フーヴァーは、彼が一九二九年十二月に最初の年次教書の中 回顧
- 録の中で憤懣の意を示している。そして、彼はグラスを「協力的な人だったが、彼が政治的衣服を着けた時 は 別 だっ た」と評している。 $\mathit{Ibid.}$, $\mathit{Vol.}$ III, $\mathit{p.}$ 121. グラスは十一月の選挙で民主党が勝利を得ると確信するとともに、民主党

21

(11) Jordan A. Schwarz, The Interregnum of Despair: Hoover, Congress and the Depression, pp. 99-100.

全国大会が近づくにつれ政治的に正装し、いよいよフーヴァーに非協力的な態度をとったのである。

(13) The State Papers and Other Public Writings of Herbert Hoover, Vol. II, pp.500-502 を見られよ。

(12)

Susan Estabrook Kennedy, op. cit., p. 53.

- Herbert Hoover, The Memoirs, Vol. III, p. 123.
- んでいるように述べているが、それは誤りである。 Ibid. フーヴァーが、そこで、グラスの改革法案が、すべての商業銀行に連邦準備制度への加盟を強制する規定を含

主な特色とするものであった。 グラスが一月二十二日に上院に提出した法案(第七十二議会第一会期上院第三二一五号法案)は次のような 事項を

1 懲罰を課する権限を連邦準備局に与えることによって、投機目的のために用いられる貸し金に対する取締

邦準備制度の信 用の便を与えないというものであった。 いない証券類を担保にとった貸付けを増加することを止めるようにという正式の警告を無視する銀行に対して連 りを強化する。その懲罰の一つは、連邦準備銀行から約束手形で十五日間の貸出金を得る一方で支払いが済んで

されることが必要である。 銀行の証券子会社は連邦準備局による厳しい監督に服させる。それらは三年以内に親銀行から完全に分離

22

れぞれから一名ずつ任命された十二名で構成される連邦公開市場委員会を設ける。 公開市場操作を連邦準備局の指揮の下で行わせ、その厳重な監督に従わせるため、十二の連邦準備区のそ 職権によって連邦準備局のメムバーになっている財務長官を排除し、その政策が財務省の影響を受けない

ようにする。

督するものとする。 5 連邦準備制度を外国の銀行業者から保護するために、外国の銀行業者とのすべての関係は連邦準備局が監

預金者をなお一そう保護するため支店銀行業(銀行の支店設置)が奨励された。五〇万ドル以上の資本金を

の時に限り、州境を越えて他の州のなかに設置することを認める。 を置き経営することが許されるものとする。なお、特別な場合には、支店が親銀行たる本店から五〇マイル以内 持つ国法銀行は、その(それが在る)州内に、その州の法律が銀行の支店設置を認めていると否とに拘らず、支店

資本金が少ないことが多くの銀行倒産の原因とわかったため、特に小さな地域共同体のなかの銀行の最少

限必要な資本金を、それらの人口に応じて累進的な段階で引上げる。これらの小さな銀行の準備金も増額される

金によって資本金が調達される連邦〔銀行〕清算会社(a Federal liquidating corporation)を設立する。 この資本 連邦準備銀行の剰余金からだけでなく財務省からと連邦準備制度加盟銀行に対する賦課金からの特別支出

閉鎖された加盟銀行の資産を買取るために用いられ、預金者に対する支払いを迅速にする。

来たような形でではなかったが、閉鎖された銀行の預金者を保護することが含まれている。そのほか、4と8、 と、支店銀行業を発達させること(ただし、彼が、望んでいた程の条件は付けられなかったが)と、彼が強く主張して これらのなかに、フーヴァーが求めていた「証券販売を行う子会社(或いは従属部門)を徐々に分離させること」

すべての商業銀行の検査を定めること」(或いは「すべての銀行――とまでいかなくとも、 いすべての銀行)を強制的に連邦準備制度に加盟させること」はもちろん、「連邦準備制度(連邦準備銀行)による 特に4に掲げたこと以外のこと就いても、彼が好ましいと思うものであっただろう。 しかし、フーヴァーもグラスも望んでいた「すべての商業銀行(とまでいかなくても、州際取引を行う余り小さくな 州際取引を行うすべての銀行

を連邦準備制度の監督下におくこと」)は、

その法案のなかに加えられなかった。それらは、

州が各自の州内で

フーヴァー大統領の不況対策(十五)

を考えさせようと努めたはずである――、地方の独立の銀行に関係を持っていた上院議員たちは、それらのこと 州法に従って設立された銀行を監督する権利に挑戦するものであったし――それ故にこそ、フーヴァーもグラス も合憲と認められ得る方法を求めていたし、フーヴァーは上院の銀行業および通貨委員会のメムバーにその方法

や、先に述べたような銀行制度の統一化をもたらすことが法案に書き込まれることに反対したのである。フーヴ を欠き、更に彼が嫌ったはずの4のようなことを含む法案を、彼が、先に述べたように、 を要求払い預金銀行から分離させること」も法案に書き込まれていなかった。彼が特に望んでいたこれらのこと ァーが望んでいた「要求払い預金銀行に長期貸付を行わせないようにすること」も、「貯蓄および長期信用機関 「私の見地からすれば

全く不十分なものであった」と評したのも当然と言わなければならない。しかし、それでも「ないよりまし」以

べたように上院に提出されてから一週間たたぬうちに修正のため銀行業および通貨委員会のグラスの小委員会に 差し戻されてしまった。グラスはフーヴァーと協議したのち、法案は銀行業および通貨委員会によって書き直さ

そのような法案でさえ、一九三二年になっていても、議会は承認を拒否した。その法案は、前号の終わりに述

上のものと言えるだろう。

がら、 度書き直されなければならなかった。四月十八日に三たび銀行制度改革法案は上院に提出された。そして、その れ、三月十七日に再び上院に提出された。上院銀行業および通貨委員会の要求に従って、連邦準備局は、 (第七十二議会第一会期上院第四一一五号法案)の批判的分析を行い、 その統制力を強化することに 賛意を 表しな 修正すべき点を逐一指摘し、多くの修正を勧告したが、その法案は再び上院で激しい攻撃を受け、もう一 その法

法案(第七十二議会第一会期上院第四四一二号法案)は四月二十七日に議事日程表に載せられたが、 また激しい 攻撃

の人々と上院におけるその代弁者たちであった。支店銀行業を奨励する規定を嫌い、独立の単位銀行を保護する ことを望んだ中西部と南部の諸州選出の議員たちは、その規定の削除を要求していた。そのような議員のリーダ の経営状態の悪い、競争的立場にある銀行の預金者を保護するために)多くの賦課金を課せられることを嫌った金融界 統制力を強化されること更に「連邦〔銀行〕清算会社」のために(自分自身は安全と思いながら、 それらの法案に最も激しい攻撃を行ったのは、特に銀行の証券子会社の所有が禁じられることや連邦準備局の 上院銀行業および通貨委員会の委員長で、グラスの小委員会のメムバーでもあったサウス・ダコタ州出身 弱小の或いはその他

備法に若干修正を加えるとともに「銀行の預金者のための連邦保証基金(Federal guaranty fund)を設ける法案 (第七十二議会第一会期下院第一一三六二号法案)を提出した。 その間、四月十四日に、スティーゴール下院議員(下院銀行業および涌貨委員会の委員長)が国法銀行法と連邦準

のピーター・ノーベックであった。

行その他の連邦準備制度加盟銀行によって――それぞれ、連邦銀行清算委員会が要求する金額(但し、 政府に特許税(franchise tax)として支払われていた金額と同額の金額を— 預金者を保護することであったが、財務長官と通貨監督官のほか上院の助言と同意を得て大統領が任命する三名 することも規定していた。その「連邦保証基金」は、財務省によって――これまで連邦準備銀行によって合衆国 の委員(任期四年、年俸一万ドル)で構成される連邦銀行清算 委員会(Federal Bank Liquidating Board)を設置 そのスティーゴール法案の最も重要な特色は銀行の預金者のため連邦保証基金を設け、銀行が閉鎖されたとき ٢ 各連邦準備銀行および国法銀 前者はそれ

フーヴァー大統領の不況対策(十五)

ぞれ一億五○○○万ドルまで、後者は合計一億ドルまで)を──出資されて設けられることとされたが、 連邦準備制 度に加盟していない銀行でも、資本金と剰余金の合計額が二万五〇〇〇ドル以上あり、 連邦銀行清算委員会の検 査を受け、健全な状態にあると認められ、同委員会の承認を得れば、その基金に出資し、その預金者の保護を受

に必要な金額を復興金融公社から(同時に五億ドルまで)借入れる権限を認められるものとされていた。 この法案は下院の議場ででも、銀行業界誌や新聞紙上ででも激しく論議され、特に銀行家たちはそれに反対し

年中の預金高に比例した金額(毎年合計一億ドルまでの委員会が指定する金額)を基金に払い込むことを要求し、 けることができるものとされた。なお、連邦銀行清算委員会は、後に資金の不足が生じた場合は、加盟銀行に前

た。政府内部にも、州のレヴェルでの類似のプランの失敗を指摘し反対するものが多かった。しかし、銀行倒産

で上院の銀行業および通貨委員会に残っていた。 の増加にろうばいしていた公衆は、銀行預金の安全を保証されることを望んでいた。五月二十七日に、その法案 は若干修正されて下院で可決され、翌々日、上院に送られた。しかし、それは第七十二議会第一会期の終わりま

26

期に、また討議の対象になることになった。 する法案は、フーヴァーが大統領に再選されることに失敗した後の第二会期で、銀行危機がいよいよ増大した時 〔以下次号〕

こうして、グラス法案も、スティーゴール法案も第七十二議会第一会期中に議会を通過せず、銀行制度を改革

- (1)Crisis: The End of an Epoch, p. 52-53 Rixey Smith and Norman Beasley, op. cit., pp. 304-306; Marcus Nadler and Jules I. Bogen, The Banking
- 3 Susan Estabrook Kennedy, op. cit., p.51.

- (3) のよや。Federal Reserve Bulletin, April, 1932, pp.206-222. マイア総裁を通じて、三月二十九日付けの意見書とともに、上院銀行業および通貨委員会のノーベック委員長に伝え
- Helen M. Burns, op. cit., p.17; Rixey Smith and Norman Beasley, op. cit., p.306; Susan Estabrook

Kennedy, op. cit., p.53; Congressional Record, LXXV, pp.6329, 8350.

(5) Susan Estabrook Kennedy, op. cit., pp.51-52; Harris Gaylord Warren, Herbert Hoover and The Great

Marcus Nadler and Jules J. Bogen, op. cit., p. 46. Depression, p.282. そもそも、アメリカの銀行家は、保守的なもので、現状を変化させる法律を嫌うものであった。

- © Susan Estabrook Kennedy, op. cit., p. 52.
- © Congressional Record, LXXV, p.8273.
- © 72 d Congress Ist Session, H.R. 11362, Title II.

27 ---

(9)

Helen M. Burns, op. cit., p.18.

ガーナー下院議長は、その会期中に、両法案を統合させることを望んでいた。Bascom N. Timmons, op. cit., p.